

届出の必要な特定建設作業(騒音・振動)

当該作業が○あるいは○かつ条件を満たす場合は
該当する法による届出書を作成してください

※作業が開始日中に終了するものは除きます

作業の種類		届出の根拠法	
		騒音規制法	振動規制法
杭打機(モンケンを除く)、杭抜機、 杭打杭抜機(圧入式杭打杭抜機を除く)を 使用する作業	杭打機を使用する作業	○	○
	アースオーガーと併用する作業	×	○
	圧入式杭打機を使用する作業	○	×
	杭抜機を使用する作業	○	○
	油圧式杭抜機を使用する作業	○	×
	杭打杭抜機を使用する作業	○	○
鋸打機を使用する作業		○	×
削岩機を使用する作業	※作業地点が連続的に移動する作業は、1日の2地点間の最大距離が50mを超えないもの	○	×
	ブレーカーを使用する作業	○	○(手持ち式のものは除く)
空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであって、削岩機の動力として使用する場合を除く)		○(定格出力15kW以上)	×
コンクリートプラント (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)		○(混練容量0.45m ³ 以上)	×
アスファルトプラントを設けて行う作業		○(混練容量200kg以上)	×
バックホウを使用する作業	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号) 第2条に基づき指定された建設機械を除く	○(定格出力80kW以上)	×
トラクターショベルを使用する作業		○(定格出力70kW以上)	×
ブルドーザーを使用する作業		○(定格出力40kW以上)	×
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		×	○
舗装版破碎機を使用する作業	※作業地点が連続的に移動する作業は、1日の2地点間の最大距離が50mを超えないもの	×	○

届出に必要な書類

①	特定建設作業実施届出書（様式は和歌山県ホームページからダウンロードしたものを使用） ※騒音規制法と振動規制法でそれぞれ様式が異なります。該当する方を使用してください。
②	特定建設作業を実施する場所付近の見取り図
③	特定建設作業の工程表 (特定建設作業を伴う建設工事の工程概要を示した工程表で、特定建設作業の工程を明示したもの)
④	特定建設作業に使用する機械のカタログ（出力・型式等が分かる部分の写し）

①～④を揃え、正・副の合計2部を紀の川市 環境衛生課の窓口へ提出してください。

なお、同じ機械を用いる作業で、対象の作業が騒音と振動両方の届出を要する場合、②～④の書類については騒音か振動のどちらかに添付されていれば結構です。（①は騒音と振動の両方を提出してください）

**※特定建設作業の実施の届出は、騒音規制法並びに振動規制法に基づく届出になります。
届出漏れのないよう、作業に着手する7日前までに必ず提出するようにしてください。**